

品目横断的経営安定対策(新規)

【生産条件不利補正対策 1,395(0)億円】

〔品目横断的経営安定対策(19年産総額) 1,700億円〕

対策のポイント

全ての農業者を一律に対象とした施策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定した対策を導入します。

品目別の価格政策から、品目横断的に経営全体に着目した対策に転換します。

(対象者は)

個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、原則として4ha(北海道は10ha)以上の経営規模を確保する

集落として経営する集落営農組織を立ち上げ、原則として20ha以上の経営規模を確保する

のいずれかの途をとる必要があります。

(規模要件については、集落の農地が少ないため、規模拡大が困難な地域や小規模であっても、複合経営等により相当水準の所得を確保している等の場合は、各種の特例があります。)

(具体的には)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、

- ・ 最近3年間(16~18年)の生産実績に応じた支払い
- ・ 19年産以降毎年の生産量・品質に応じた支払い

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、

- ・ 19年産以降毎年の販売収入の合計額が最近の平均収入額より下がった場合の補てんの支払い

の3つの支援がなされます。

政策目標

<平成17年>		担い手の育成・確保		<農業構造の展望(平成27年)>	
認定農業者	約20万	効率的かつ安定的な家族農業経営		33万~37万	
集落営農	約1万	効率的かつ安定的な集落営農経営		2万~4万	

< 内容 >

1. 生産条件不利補正対策

(1) 過去の生産実績に基づく交付金

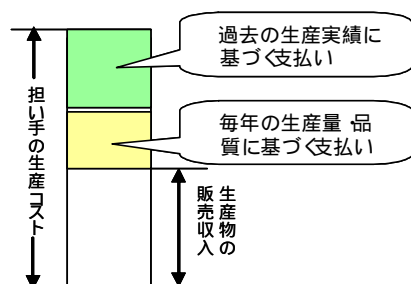
最近3年間(16年~18年)の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じて、19年産以降毎年、それぞれの品目ごとに設定された以下の単価に基づく支払を受けることができます。

(2) 毎年の生産量・品質に基づく交付金

その年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じて、それぞれの品目ごとに設定された以下の単価に基づく支払を受けることができます。

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。

【単価】

	過去の生産実績に基づく交付金の単価 [面積単価]	毎年の生産量・品質に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円 / 10a	2,110円 / 60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円 / 10a	2,736円 / 60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円 / 10a	2,150円 / トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用ばれいしょ	37,030円 / 10a	3,650円 / トン (でん粉含有率17.4%の場合)

(注)面積単価は、単収の違いを反映して地域別に設定されます。

2. 収入減少影響緩和対策

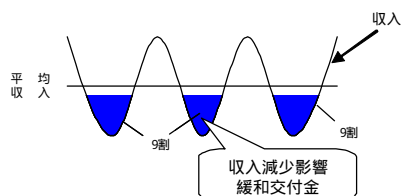
(1) その年の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの販売収入の合計額が、過去5年の中庸3年の平均収入額より下がった場合に、差額の9割の範囲内で補てんされます。

(2) 補てんの原資とするため、10%の減収に対応できる額を生産者1：国3の割合で拠出しておきます。

(注) 収入減少影響緩和対策は、19年産に係る交付金の支払が20年度に行われることから、所要額は20年度予算において措置。

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
(生産者から一定の拠出が必要です。)

[担当課：経営局経営政策課(03-3502-5601(直))]